

## 特定口座約款

### 第1条（約款の趣旨）

本約款は、租税特別措置法第37条の11の3第1項の規定により、お客さまが特定口座内保管上場株式等（同条に規定する特定口座に係る振替口座簿に記載もしくは記録され、または特定口座に保管の委託がされる上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡（同条に定める譲渡をいいます。以下同じ。）に係る所得計算等の特例を受けるために、当社において設定する特定口座における上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託（以下「保管の委託等」といいます。）について、同条第3項第2号に規定される要件および当社との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

2. お客さまと当社の間における、各サービス、取引の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、「ご契約のしおり（三井住友信託銀行約款規定集）」等の定めるところによるものとします。

### 第2条（特定口座開設届出書等の提出）

お客さまが特定口座の設定を申込むにあたっては、あらかじめ、当社に対し、租税特別措置法に定める「特定口座開設届出書」をご提出いただくものとします。

2. お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、当社に対し、租税特別措置法に定める「特定口座源泉徴収選択届出書」をご提出いただくものとします。また、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡につきましては、お客さまからその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時までに、当社に対し、源泉徴収を選択しない旨のお申出のない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
3. お客さまが当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、当該お客さまは、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨のお申出を行うことはできません。

### 第3条（特定保管勘定における保管の委託等）

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

### 第4条（所得金額の計算）

当社は、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得金額の計算を、租税特別措置法およびその他関係法令の定めに基づき行います。

### 第5条（特定口座に受入れる上場株式等の範囲等）

当社は、お客さまの特定保管勘定においては次の上場株式等のみを受入れます。

1. 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付の委託または当社が行う募集（金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り、）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
2. 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部または一部を所定の方法により当社の当該お客さまの特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
3. お客さまが贈与、相続（限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）または遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。）により取得した、当該贈与をした者、当該相続に係る

被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者の当社に開設していた特定口座、一般口座または他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により、当社のお客さまの特定口座に移管(同一銘柄のうちのみを移管する場合を除きます。)することにより受け入れる上場株式等

4. 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託または特定受益証券発行信託の受益権の分割または併合により取得する上場株式等で当該分割または併合に係る当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
5. 特定口座内保管上場株式等につき、投資信託の受益者がその投資信託の併合(当該投資信託の受益者に当該併合に係る新たな投資信託の受益権のみが交付されるもの(投資信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づく対価として交付される金銭その他資産が交付されるものを含みます。))により取得する新たな投資信託の受益権で、特定口座への受入れを保管の委託等をする方法により行われるもの
6. 特定口座を開設されたお客さまが当社が行う募集により上場株式等を取得された場合は、お客さまから特段のお申出がない限り、その取得後直ちに特定口座に受け入れます。

#### 第6条 (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売付の委託による方法または当社に対して解約の申込もしくは償還による金銭等の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかにより行います。

#### 第7条 (特定口座内保管上場株式等の払出に関する通知)

特定口座から上場株式等の全部または一部の払出があった場合には、当社は、お客さまに対し、当該払出をした上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第2号イに定めるところにより計算した金額、同号ロに定めるところの取得の日および当該取得日に係る数等を書面により通知いたします。

#### 第8条 (特定口座内保管上場株式等の移管)

当社は第5条第2項に規定する上場株式等の移管による受入れは、租税特別措置法施行令第25条の10の2第10項および第11項の定めるところにより行います。

#### 第9条 (贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

当社は、第5条第3項に規定する上場株式等の受入れについては、租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項第3号または第4号および第15項から第17項までに定めるところにより行います。

#### 第10条 (特定口座年間取引報告書の送付)

当社は、租税特別措置法第37条の11の3第7項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年1月31日までにお客さまにお送りいたします。

2. お客さまとの特定口座に関する契約が、本約款第12条に基づき解約された場合は、特定口座年間取引報告書を、その解約された日の属する月の翌月末日までにお客さまにお送りいたします。
3. 当社は特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客さまに交付し、1通を所轄の税務署長に提出いたします。
4. 当社は、租税特別措置法第37条の11の3第8項に定めるところにより、その年中にお客さまが開設した特定口座において上場株式等の譲渡が行われなかった場合は、お客さまの請求があった場合のみ特定口座年間取引報告書を翌年1月31日までにお客さまに交付いたします。

#### 第11条 (届出事項の変更等)

本約款第2条に基づく特定口座開設届出書の提出後に、お客さまの氏名、住所等の当該特定口座開設届出書の記載事項に変更があった場合、お客さまは速やかにその旨を記載した特定口座異動届出書を当社にご提出いただくこととします。なお、その変更がご氏名またはご住所に係るものであるときは、住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証等の確認書類を併せてご提出いただきます。

2. お客さまが特定口座源泉徴収選択届出書を提出している場合で、当該源泉徴収の廃止を希望される場合は、その年の最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時まで、当社に対して特定口座変更届出書をご提出いただくこととします。

#### 第12条 (特定口座の廃止)

この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- ① お客さまから当社に対して、租税特別措置法施行令第25条10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書の提出があった場合
- ② 租税特別措置法施行令第25条10の8に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続または遺贈の手続きが完了した場合
- ③ この特定口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または特定口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- ④ この特定口座が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑤ やむを得ない事由により、当社が解約を申出た場合
- ⑥ この約款の変更にお客さまが同意されない場合

#### 第13条 (特定口座を通じた取引)

お客さまと当社の間で行う上場株式等の取引に関しては、特に申し出がない限り、すべて特定口座を通じて行います。

#### 第14条 (法令・諸規則等の適用)

この約款に定めのない事項については、租税特別措置法、地方税法、関係政省令および諸規則等に当たって取扱うものとします。

#### 第15条 (免責事項)

当社の責めに帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い、この約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。

#### 第16条 (特定口座に係る事務)

特定口座に関する事項の細目については、関係法令およびこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

#### 第17条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更または監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法により周知します。

#### 第18条 (合意管轄)

お客さまと当社との間のこの約款に関する訴訟については、当社本店または支店等の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

以 上  
(2020年4月1日現在)